第九十四条の二第一項第七号イ(1)(i)及び(2)(i)中「控除対象配偶者の」を「源泉控除対象配偶者の」に、「控除対象配偶者が」を「源泉控除対象配偶者が」に改め、同号ハ中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第九十八条の見出し中「届出書」を「届出」に改め、同条第一項中「次の各号に掲げる場合に該当する」を「国内において新たに不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業（以下この条において「事業所得等を生ずべき事業」という。）を開始し、又はその事業所得等を生ずべき事業に係る事務所、事業所等その他これらに準ずるもの（以下この条において「事務所等」という。）を設け、若しくはその事業所等を移転し、若しくは廃止した」に「当該各号に掲げる税務署長に対し、次項各号に掲げる事項を記載した届出書を」を「次に掲げる事項を記載した届出書を、その納税地の所轄税務署長（事務所等を移転する場合で、その移転前の事務所等の所在地とその移転後の納税地とが同一であるときは、その移転前の納税地の所轄税務署長）に」に改め、同項各号を次のように改める。

一　その届出書を提出する者の氏名、住所（国内に住所がない場合には、居所）及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所））並びに住所地（国内に住所がない場合には、居所地）と納税地とが異なる場合には、その納税地

二　国内において新たに事業所得等を生ずべき事業を開始し、又はその事業所得等を生ずべき事業に係る事務所等を設け、若しくはその事務所等を移転し、若しくは廃止した旨及びその開始し、又はその事務所等を設け、若しくはその事務所等を移転し、若しくは廃止した年月日

三　国内において新たに事業所得等を生ずべき事業を開始した場合にはその事業所得等を生ずべき事業の概要

四　その事務所等の所在地（事務所等を移転した場合には、その移転前の事務所等の所在地及びその移転後の事務所等の所在地）

五　その他参考となるべき事項

第九十八条第二項を削る。

第九十八条中「つ」を設け、又はこれを移転し」を「つ」を設け、又はこれを移転し」に改め、「及びその移転後の給与支払事務所等の所在地の所轄税務署長」を削り、同条第二号中「移転し」を「移転し」に改める。

別表第五(七)の表の備考２(2)(イ)中「の令第61条第２項各号に掲げる区分に応じ当該各号に規定する発行済株式等の総数（当該事由が同項第３号」を「に係る発行済株式等総数（当該事由が、令第61条第２項第１号に掲げる事由である場合には同号に規定する被合併法人の同号に規定する発行済株式等の総数をいい、同項第２号から第４号まで」に「、同号に規定する払戻し等」を「当該事由」に「とし、同項第４号」を「をいい、同項第５号」に「、同項第１号」を「同項第１号」に「とし、同項第５号ロに掲げる場合に該当するときにおける同号に掲げる事由である場合には、」を「をいい、同項第６号に掲げる事由である場合には同号イ又はロに掲げる場合の区分に応じそれぞれ同号イに規定する発行済株式等の総数又は」に「とする」を「をいう」に改め、同表の備考２(2)ロ中「、第２号又は第６号」を「から第３号まで又は第７号」に改め「分割型分割」の次に「、株式分配」を「分割承継親法人」の次に「、令第113条の２第１項に規定する完全子法人」を加え「の令第61条第２項第１号、第２号又は第５号に掲げる区分に応じこれらの規定に規定する発行済株式等の総数」を「に係る発行済株式等総数」に改め、同表の備考２(2)(ハ)中「の令第61条第２項各号に掲げる区分に応じ当該各号に規定する発行済株式等の総数」を「に係る発行済株式等総数」に改め、同表の備考２(3)ロ中「発行済株式等」を「分割型分割に係る株式」に改め、同表の備考２(3)(ホ)中「第61条第２項第５号に」を「第61条第２項第６号に」に改め、同表の備考２(3)(ホ)(i)中「第61条第２項第５号イ」を「第61条第２項第６号イ」に改め、同表の備考２(3)(ホ)(ii)中「第61条第２項第５号ロ」を「第61条第２項第６号ロ」に改め、同表の備考２(3)(ホ)を同表の備考２(3)(ヘ)とし、同表の備考２(3)(ニ)中「第61条第２項第４号」を「第61条第２項第５号」に改め、同表の備考２(3)(ニ)を同表の備考２(3)(ホ)とし、同表の備考２(3)(ハ)中「第61条第２項第３号」を「第61条第２項第４号」に改め、同表の備考２(3)(ハ)を同表の備考２(3)(ニ)とし、同表の備考２(3)ロの次に次のように加える。

ハ　令第61条第２項第３号に掲げる株式分配　当該株式分配に係る同号に規定する現物分配法人の同号に規定する分配資本金額等を同号に規定する株式分配に係る株式の総数で除して計算した金額

別表第五(七)の表の備考２(4)(ホ)中「第61条第２項第５号」を「第61条第２項第６号」に改め、同表の備考２(4)(ホ)を同表の備考２(4)(ヘ)とし、同表の備考２(4)(ニ)中「第61条第２項第４号」を「第61条第２項第５号」に改め、同表の備考２(4)(ニ)を同表の備考２(4)(ホ)とし、同表の備考２(4)(ハ)中「第61条第２項第３号」を「第61条第２項第４号」に、「ニに」を「ニに」に改め、同表の備考２(4)(ハ)を同表の備考２(4)(ニ)とし、同表の備考２(4)ロの次に次のように加える。

ハ　令第61条第２項第３号に掲げる株式分配　その交付を受けた者が当該株式分配の直前に有していた当該株式分配に係る同号に規定する現物分配法人の株式の数又は出資の口数

別表第五(七)の表の備考２(8)中「分割型分割」の次に「、株式分配」を加える。

別表第五(二十)の表中

支払者	住所（居所）又は所在地	
	氏名又は名称	個人番号又は法人番号

を

支払者	住所（居所）又は所在地		
	氏名又は名称	（電話）	個人番号又は法人番号

に改め、同表の備考４中「の規定により非課税とされる同項」を「又は第３項の規定により非課税とされる同条第５項」に改め、同表の備考４(6)中「第42条の２第１項」の次に「又は第３項」を加える。

別表第五(二十八)の表の備考２(2)中「第２条第12号の６の３」を「第２条第12号の６」に改め、同表の備考２(11)中「第37条の10第３項第７号」を「第37条の10第３項第８号」に改める。

別表第五(二十九)の表の備考２(2)(イ)中「の令第61条第２項各号に掲げる区分に応じ当該各号に規定する発行済株式等の総数（当該事由が同項第３号」を「に係る発行済株式等総数（当該事由が、令第61条第２項第１号に掲げる事由である場合には同号に規定する被合併法人の同号に規定する発行済株式等の総数をいい、同項第２号から第４号まで」に「、同号に規定する払戻し等」を「当該事由」に「とし、同項第４号」を「をいい、同項第５号」に「、同項第１号」を「同項第１号」に「とし、同項第５号ロに掲げる場合に該当するときにおける同号に掲げる事由である場合には、」を「をいい、同項第６号に掲げる事由である場合には同号イ又はロに掲げる場合の区分に応じそれぞれ同号イに規定する発行済株式等の総数又は」に「とする」を「をいう」に改め、同表の備考２(2)ロ中「、第２号又は第６号」を「から第３号まで又は第７号」に改め「交付をした」の次に「当該事由に係る」を「分割承継親法人」の次に「、完全子法人」を加え「の令第61条第２項第１号、第２号又は第５号に掲げる区分に応じこれらの規定に規定する発行済株式等の総数」を「に係る発行済株式等総数」に改め、同表の備考２(2)(ハ)中「の令第61条第２項各号に掲げる区分に応じ当該各号に規定する発行済株式等の総数」を「に係る発行済株式等総数」に改め、同表の備考２(3)中「の令第61条第２項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に規定する発行済株式等の総数」を「に係る発行済株式等総数」に改め、同表の備考２